

議案第101号

世田谷区立区民センターの指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立区民センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第24
4条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立区民センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立区民センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立太子堂区民センター	太子堂区民センター運営協議会	東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立弦巻区民センター	弦巻区民センター運営協議会	東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立宮坂区民センター	宮坂区民センター運営協議会	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立桜丘区民センター	桜丘区民センター運営協議会	東京都世田谷区桜丘五丁目14番1号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立代田区民センター	代田区民センター運営協議会	東京都世田谷区代田六丁目34番13号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立奥沢区民センター	奥沢区民センター運営協議会	東京都世田谷区奥沢三丁目31番6号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立玉川台区民センター	玉川台区民センター運営協議会	東京都世田谷区玉川台一丁目6番15号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立深沢区民センター	深沢区民センター運営協議会	東京都世田谷区深沢四丁目33番11号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立鎌田区民センター	鎌田区民センター運営協議会	東京都世田谷区鎌田三丁目35番1号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立上北沢区民センター	上北沢区民センター運営協議会	東京都世田谷区上北沢三丁目8番9号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立粕谷区民センター	粕谷区民センター運営協議会	東京都世田谷区粕谷四丁目13番6号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで